

高知県幡多郡黒潮町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成２８年１月１９日
公正取引委員会事務総局
四 国 支 所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成１４年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向けの独占禁止法教室」（出前授業）を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- １ 日時等 平成２８年１月２６日（火）
３時限目 １０：３５～１１：２５
- ２ 場 所 黒潮町立佐賀中学校
高知県幡多郡黒潮町佐賀６００
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局四国支所職員
- ４ 対象者 黒潮町立佐賀中学校第３学年生徒（１クラス）
- ５ 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争方法、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課 電話 ０８７－８３４－１４４１（直通） 善本，田中
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

独占禁止法教室（出前授業）の御案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣して、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業内容は、生徒が企業経営者の立場になってライバル企業と競争する中で、競争を止めてしまうとどのような悪影響が引き起こされるのか、競争の必要性を学ぶシミュレーションゲーム、学習指導要領に準拠して作成した副教材や身近な事例などを用いて分かりやすく説明していきます。また、公正取引委員会の模擬立入検査、模擬事情聴取を実演します。

授業内容（例）

※ 授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

ステップ1：キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性等を総合的に理解する。



ステップ2：シミュレーションゲーム

グループごとにゲーム販売店を作り、販売価格を考える中で、自由競争と独占禁止法違反行為があった場合とではどのように違いがあるかというシミュレーションゲームを通して、競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解する。



ステップ3：身近な事例紹介

身近な商品・サービス等について、「カルテル」などの独占禁止法違反行為事例を紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高める。



ステップ4：模擬立入検査・模擬事情聴取

生徒や先生にも参加してもらい、独占禁止法違反のおそれのある企業に対して、公正取引委員会が立入検査や事情聴取を行うという実演を行い、参加しながら、公正取引委員会の役割を理解する。

